

令和8年3月13日

那須烏山市議会議長 中山五男 様

議員倫理特別委員会委員長 矢板清枝

所管事務調査結果報告書

令和6年第4回12月定例会において本委員会が申し出を行った閉会中の継続調査の結果について、那須烏山市議会会議規則（平成17年10月那須烏山市議会規則第1号）第109条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 調査期間 令和6年12月6日から令和8年3月13日まで
- 2 構成委員 矢板清枝、滝口貴史、福田長弘、興野一美、高田悦男
- 3 調査事項
 - (1) 議員倫理に関する事項
 - (2) その他特に必要と認めた事項
- 4 調査結果

本委員会では、議員倫理に関する市議会議員の倫理の確立を図り、市民に信頼される市議会づくりを進め、公正で民主的な市政の発展に寄与するため、議員倫理に関する事項について調査した結果は、次のとおりである。

(1) 市内の土地開発に関する件

委員会設置後5回の会議を経て、対象議員及び執行部職員の説明を受け、調査した結果、当該対象議員の議会外活動は、議員倫理規程第3条（倫理基準の遵守）に反する行為とまでは認められなかった。

しかし、同規程第2条（議員の責務）を果たす必要はあることから、議会に対し、同規程第4条に準じた必要な措置として、文書による「嚴重注意」を発出するよう令和7年5月27日の議員全員協議会に報告した。

(2) 議員倫理条例制定に関する件

上記(1)の報告後、引き続き「議員倫理に関する事項」の調査研究をした。4回の会議を経て、議会基本条例に基づき議会議員としての役割と責務を明確にするとともに、その実効性を担保するため、現行の議員倫理規程を廃止し、市民の負託に応えるべく議会議員としての遵守すべき行動規範を定めた「議員倫理条例」を定める必要があることから、「那須烏山市議会議員倫理条例（案）」を策定し、令和8年2月18日及び

同年 3 月 9 日に議員全員協議会に報告し、令和 8 年第 2 回 3 月定例会最終日（同月 13 日）に上程した。

なお、当該条例の施行は、次期改選後の令和 8 年 5 月 1 日からとなる。